立命館大学大学院文学研究科
博士論文審査要旨

真　下　美弥子

『室町時代物語論
――物語の洛中洛外――』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇二年三月一日
審査委員
主査　福　田　晃
副査　伴　利　昭
副査　上　田　博

論文内容の要旨

本論文は、室町時代の文化的土壌に開化した物語、一般に御伽草子と呼称される物語群の特質を究明したものである。しかしてそれは、第一部「物語のことばと絵」、第二部「物語と除災招福」、第三部「物語と恋の祝福」、第四部「物語と鎮魂」、付編「室町時代物語の創作と異本派生」によって構成されている。

第一部・第一章「『四十二のものあらそひ』考」は、ものの風情や心のあり方を番わせて和歌で判をなす「ものあらそひ」を、王朝風の物語風の優雅な雰囲気の中にまとめられた本作品の特性を究明するものである。すなわちそれは、まず奈良絵巻・絵本、写本、版本の三種四十二本の伝本調査にもとづき、各伝本間の流動的な和歌の異同を明らめ、番わされる四十二組の題が、和歌の上からの基本的な語彙や物語中の名場面など、女性の教養と関わりの深い項目を網羅しており、各和歌がこれらと関連の深い縁語や掛詞を詠み込むことを確認、本物語が、和歌の呪力に期待しながら、室町期の上流子女のための学習書として制作されたことを考察する。さらに本物語が、本来、歌仙絵風の挿絵を伴う絵巻・絵本の形態から、古活字版・整版本に及んで、宮崎友禅のよる雛形風の挿絵をもつ形態に装いを改め、広く江戸期の町方の女性たちに親しまれるに至ったことを究明する。同・第二章「『花鳥風月』の巫女」は、『四十二のものあらそひ』と

並んで、子女の学習書として普及した『花鳥風月』およびその江戸期の改作である『衣更着物語』の表現の特質を究明するものである。すなわちそれは、『花鳥風月』が『伊勢物語』『源氏物語』の古注釈類を典拠とし古典の学習書として制作されたことを考察した別稿「室町時代物語『花鳥風月』考」を踏まえ、古典の啓蒙書としての核心をなす秘伝や系図が美しい巫女による占いや口寄せを介在として伝授されるという、御伽草子一流の構想を明らめる。しかして『花鳥風月』と『衣更着物語』とを対照しながら、両物語の嵯峨野・宇陀野を舞台とする趣向は、当地を亡魂供養の霊地と観念する京洛の人々の精神風土に応ずるものであり、『衣更着物語』の巫女出自を「高橋」とする趣向も、当地が神明巫女の活動拠点とする実態に応ずるものであったことを考究する。同・第三章「『はにふの物語』論」は、恋文の往来に特色をもつ本物語の生成を論究するものである。すなわちそれは、阿部好臣氏の『うたたねの草子論』を踏まえ、類似の作品『秋の夜の長物語』および『うたたねの草子』を対照して掲げ、石山観音の霊験譚としての構想から本物語は、『秋の夜の長物語』に拠ることは認め得るが、阿部氏のごとく『うたたねの草子』先行は否定すべきであると説く。しかして本物語は、男主人公については、南朝方の近衛経忠の息男、経家・実玄の実像が投影されている可能性があるとし、往来の部分については、九十に及ぶ引歌が、当代の古典に取材しており、同時代の『堀川院艶書合』の類書として構想された可能性を考察する。しかして本物語は、往来部分のみ『大納言物語』として享受された形跡を辿ることができるが、先の『四十二のものあらそひ』や『花鳥風月』のように、その伝本の広がりが見えず、あくまでも公家文化圏の範囲内で伝存したものであると推測する。

第二部・第一章「『牛頭天王縁起』と洛中洛外の信仰」は、『牛頭天王縁起』の文芸的特質を論じ、本物語と中世における京洛の疫神信仰との関わりを考察する。すなわちそれは、本物語とほぼ同時代の『神道集』『簠簋内伝』の叙述とを対照して検討し、およそそれらが同素材によることを確認し、また韓国の疫神祭礼のなかで唱誦される本解『ソンムニクッ』とも、基本的な構造を共

有することを考察した上で、疫神の来訪と鎮送を叙述する本物語が、祇園御霊会とも有機的な関わりをもつことを論求する。次いで本物語が祭文にも近い性格を有し、新年や六月の祭礼の際、季節の循環の始原に立ち戻り、その運行を糺すという機能をもって音読されていたことを『縁起』諸本の奥書記事によって考察する。同・第二章「福神来訪の物語の方法」は、『大黒舞』『梅津長者物語』のそれぞれが、除災招福を主張する京洛の福神信仰にもとづき制作されたことを究明する。すなわちそれは、まず両物語の伝本が、いずれも大型の絵巻・絵本の形態によることを確認し、その筋立に共通点の見出されることを考察する。しかしながら『大黒舞』主人公大悦を『二十四孝』の大舜を擬して造形しており、福神来訪の物語に仕立てあげるのに、昔話「藁しべ長者」を素材とし、悪霊退散と招福の性格を加えて成っていくのに対し、『梅津長者物語』が夫婦者を主人公として、昔話「大歳の客」を素材とし、それを複合して貧乏神退治を経て七福神の来訪を説く物語に仕立て上げていると論究する。また以上の検討を通して、『大黒舞』が先行して成立し、次いで『梅津長者物語』が制作されたことを究明し、それぞれが室町末期、あるいは江戸初期における京洛の裕福層の人々の間で、絵を見、詞章を音読するという方法で享受され、それによって福神来訪を期待する機能を有していたことを論究する。同・第三章「『梅津長者物語』と檀林皇后伝説」は、『梅津長者物語』が、その主人公左近丞を橘氏の末裔とする叙述に注目し、梅津の橘氏関係の伝承を追い、祝言の物語の生成の土壌を究明する。すなわちそれは、まず『雍州府志』の掲げる記事や梅宮に伝えられる檀林皇后の臍の緒切りの伝承から、梅宮と関わる檀林皇后橘嘉智子の子授け祈願・安産説話が、『桂女資料』等の説く桂女の始祖・岩出姫の神功皇后安産説話と関わり、梅津の桂女によって伝承された可能性を説く。ついで梅宮周辺に点在する皇后伝承が、西福寺など熊野比丘尼の活動の拠点とする寺院とかかわることから、これがまずは熊野比丘尼によって伝播され、やがて桂女に継承されたことを類推する。しかして『言継卿記』『言経卿記』などによって天正年間には梅津に千秋万歳をおこなう芸能者の住していたことを確認し、これ

らの人々が橘氏の末裔を主張した可能性を説き、本物語の主人公夫婦像にはこのような芸能者および桂女の実像が投影されていることを考究する。同・第四章「『梅津長者物語』と『牛頭天王縁起』」は、両物語が有機的な関連のもとに構築されたことを考究する。すなわちそれは、疫神牛頭天王が中世陰陽道のなかで歳神的性格を担って、福神に近い性格を帯びるに至ったことを論究し、『梅津』の左近丞と『縁起』の蘇民将来とがきわめて近似した性格を保有し、桂川畔の梅津と賀茂川畔の祇園とは、福神の招来と疫神追放の境界地として対応するもので、両物語はそのような京洛の精神風土のなかで機能し合っていたと説く。

第三部・第一章「物語と民間説話―『福富草子』『小男の草子』『物くさ太郎』―」は、庶民物の代表作とも言える三物語をとりあげ、その素材となった昔話との違いを論じ、そこに展開する物語草子の方法を論究する。すなわちそれは、これらの物語が、いずれも致富と婚姻の達成を主題とする昔話を素材として、巻子や冊子の形態の上に絵画と詞によって表現するものであり、その際には物語の舞台を都に仕立て上げ、主人公たちを都に祝福をもたらす来訪神の姿を重ね合わせて描くことを明らめる。しかしてこれらの庶民物の物語草子が身上とする主人公の栄達の趣向は、都への祝福を招来する意義を有するものであり、そのような意味からこれらの物語群は、祝言の芸能と近似した面のあることを考察する。同・第二章「『小男の草子』と五条天神信仰」は、五条天神の本地を説く叙述形式をとる『小男の草子』と当代の五条天神信仰との関わりを論究する。すなわちそれは、まず五条天神の祭神である少彦名神について、上代以来の諸文献から江戸期の『五条天神本縁』に及んで、その疫神としての性格を確認し、信仰の上から祇園社と深く関わることを言及する。しかして室町期の『世諺問答』などによって、節分の際に五条天神において営まれた「白朮」による除災招福の呪術をあげ、節分の夜に来訪する五条天神なる少彦名神の影像が、物語のなかの小男の姿に投影されていることを考究する。同・第三章「『物くさ太郎』生成論㈠―色好みと愚か婿―」は、『物くさ太郎』が、昔話「隣の寝太郎」を素材とし、『小男の草子』と

響き合って生成されたことを考究する。すなわちそれは、まず古本系の『物くさ太郎』と五種の『小男の草子』本文を比較検討し、両者がともに伝統的な色好みの物語の系譜にあることを確認した上で、『物くさ太郎』の場合には、そこに愚か者の色好みの性格が加わり、また『落窪物語』の面白の駒および『愚痴中将』の恋の勧めに近似すると説く。さらに信濃にかかわる叙述には、愚か村・愚か婿の昔話に通じる表現が見出されるとし、それはむしろ知恵の働きによる婚姻の成功を説く昔話『隣の寝太郎』が、都の「をこ者の色好み」の物語土壌で変貌したと説く。しかして『小男の草子』と場面を共有する「琴割」の趣向において、『物くさ太郎』には『平家物語』「猫間」の木曽義仲像の投影が見出されるとし、本物語の生成過程に盲僧の介在があったことを推測する。同・第四章「『物くさ太郎』生成論㈡―信濃からの来訪―」は、『物くさ太郎』の物語の背後にある信仰性・宗教性を論究する。すなわちそれは、まず本文から主人公の太郎が、信濃の土地の神として、荒神系統の性格をもって示現したと読み取り、ここでの信濃の場面が、常に都を前提として描かれることを確認、太郎の京上りが「山」から「里」への神の来訪にも擬すべき性格をもつことを考察する。その上で、太郎がこだわる「餅」「枕」および「ものくさ草履」を検討し、そこに来訪神信仰にもとづく祝福の意が込められることを論究する。次いで善光寺の申し子とされる太郎の素性が、当代の善光寺と清水寺との信仰上の結び付きの上で構築されたことを清水寺関係の資料によって考察し、その清水寺における太郎と上﨟女房との戯れには、来訪神と女神との「かまけわざ」の投影のあることを考究する。同・第五章「『物くさ物語』生成論㈢―春の祝言―」は、『物くさ太郎』が当初より絵を伴うものとして構想されたとして、挿画と本文の両面から、特に結末部分の太郎の変貌に込められた祝言の意義を考察する。すなわちそれは、「色黒」の太郎が、上﨟の女房の助けによって、「玉の光りたる」男に変身してゆく過程を本文のみならず、挿画をもって詳細に描いてゆく方法に祝言的構想を読みとり、本物語が婚姻を控えた女性たちの幸福の到来をことほぐ機能を有していたと説く。

第四部・第一章「小野小町伝説と京の周縁」は、能『通小町』の核となる「あなめ」説話および百夜通い説話が、京都の在地伝承との関わりのなかで生成される過程を考察する。すなわちそれは、まず「あなめ」説話について、能が小町終焉の地を市原野とする背後に、街道沿いの葬送地帯における亡魂供養の意が込められていることを指摘し、「百夜通い」説話が、深草の地と結び付いた要因として、『伊勢物語』第百二十三段ともかかわって、都との街道沿いの「通い」の地とする印象があるとし、深草の少将の造形には、深草の谷に留まる怨霊の姿の投影が認められることを考察する。次いでこのような街道や水路との関わりのなかで定着した小町伝説の例として渋谷街道口に置かれた玉章地蔵の伝承をあげ、京洛での小町伝説のあり方を提示する。同・第二章「山科内海家絵解きの生成」は、山科の法厳寺の観音の霊験を述べる説話、および当寺の絵解掛軸の生成を考察する。すなわちそれは、まず略縁起などを手がかりとして、中世・近世期の法厳寺が清水寺の根本奥の院と称され、清水寺との密接な関係を主張していたことを確認し、本絵解きもそのような状況のなかで作られたことを紹介する。次いで内海家に蔵される絵解き掛軸には、当地で行われる祭礼「二丸」（にのこう）とも起源を一にする先祖・内海景忠の大蛇退治と観音からの製薬秘法伝授説話が述べられることをあげ、そこでの秘薬「金屑丸」が、複数の山科郷士の家で作られたこと、またその製薬の営みが当地の当山派山伏の宗教活動のなかで伝承されたことを論究する。

付編・第一章「『狭衣物語』から『狭衣の草子』へ―その改作方法―」は、約三十に及ぶ『狭衣の草子』伝本を踏査して、『狭衣物語』をもとに改作される過程を論究する。同・第二章「『狭衣の草子』諸本の展開とその文芸性」は、AB二系統計八種に及ぶ伝本のうち、A系統第一類本・第二類本、およびB系統第三類本・第五類本・第六類本をとりあげ、室町期の文化状況のなかで、それぞれが独自の異本を派生させてゆく過程を考察する。同・第三章「近世期の『狭衣草子』―異本作製の方法と享受―」は、近世前期のB系統第四類本・第七類本・第八類本をとりあげ、物語草子が商品化する文化状

況のなかで、それぞれが独自の異本を派生させてゆく過程を考究する。同・第四章「『伏屋の物語』から『秋月物語』へ―『住吉物語』との関わりを中心として―」は、『秋月物語』が『伏屋の物語』を踏まえて創作するに当り、主として前半部において、『住吉物語』の人物像や場面継ぎ合わせの手法を摂取することを究明する。同・第五章「『秋月物語』考―作製の背景と方法―」は、『秋月物語』後半の「道行き」「京上り」をとりあげ、そこには都人の秋月に対する憧憬の念に応ずる方法があるとし、『京太郎物語』『文正草子』の影響を考察する。

論文審査の結果の要旨

一、この論文の審査は、二〇〇二年一月八日の午後四時より二時間にわたり、末川記念会館第一会議室を会場とし、三名の審査委員によっておこなわれた。

二、この論文に対する三名の審査委員の一致した見解は、以下のごとくである。

本論文は、一般に御伽草子と称される室町時代の物語群を対象とし、それを京洛の文化的・精神的風土にそって、その特質を究明したもので、それはきわめて画期的な研究と言える。しかもその考察に当っては、諸伝本を網羅的に点検し、史料を博捜し、あるいは物語舞台の実地踏査によっており、その面からも高く評価できる。特にそれぞれの作品の読解には、常に文と挿画との相関関係にそって進めるという方法が注目されるところである。

ア、第一部「物語のことばと絵」は、一般に公家物と称されるもののなかから、従来、ほとんど論じられることのなかった三つの作品をとりあげ、それぞれが当代の子女の教養学習書として制作されていることを明らめるもので、その考察は説得力がある。第一章「『四十二のものあらそひ』考」は、諸伝本の網羅的踏査が圧巻であり、それぞれの絵と文との読み取りのなかで、伝本の改作・派生の分析は的確であると言えよう。第二章「『花鳥風月』の巫女」は、本物語を支えた精神風土についての考察が注目されるが、当代の子女の教養書であった根拠となる古注

釈書との関連の考察を別稿に委せ、本論文では簡略な記述ですませているため、いささか説得力を欠いたものとなっているのが惜しまれる。第三章「『はにふの物語』論」は、先行の論文を越えてその生成過程を究明していると言えるが、近似する作品との関係は、その趣向の共通のみならず、それぞれの主題・モチーフ・構想の異同の検討が期待されるであろう。

イ、第二部「物語と除災招福」は、三つの物語がそれぞれ、京洛の悪霊退散・福神招来の民間信仰と深くかかわって成立し、かつその精神風土のなかで、それぞれに響き合って享受されていたことを説くもので、従来の視点を越えた考察で評価できる。第一章「『牛頭天王縁起』と洛中洛外の信仰」は、同縁起が祇園御霊会と有機的関係を有するのみならず、その奥書の記事の検討から、正月や祭日の折に唱誦されるという、神話的機能を有していたとする考究が注目される。第二章「福神来訪の物語の方法」は、『大黒舞』から『梅津長者物語』へと生成される過程をそれぞれの素材の昔話とのかかわりで論究する点に説得力があるが、それぞれが絵を見、読まれる詞章を聞くことで、福神来訪が期待されるという芸能的意義を有したとする考察は、新見とすべきであろう。第三章「『梅津長者物語』と檀林皇后伝説」は、その両者のかかわりの考察には説得力が認められるが、それぞれの伝播者ともいうべき芸能者については、いささか類推の域を越えず、さらなる実証が望まれる。第四章「『梅津長者物語』と『牛頭天王縁起』」は、二つの物語が京洛の精神風土において対応するもので、その関係のなかで生成されたとする考察が注目される。

ウ、第三部「物語と恋の祝福」は、一般に庶民物と分類されるもののなかから、四つの作品をとりあげ、それぞれが祝言的性格を保有することを説くものであるが、それが京洛の精神風土にそって、具体的に論究されている点が評価できるところである。第一章「物語と民間説話—『福富草子』『小男の草子』『物くさ太郎』—」は、昔話を素材として成った三

つの物語をあげ、それぞれの主人公に来訪神の投影を考察するものであるが、やや概括的である。第二章「『小男の草子』と五条天神の信仰」は、物語の成立の背景に五条天神の信仰が深くかかわることを実証するもので評価されるが、「小男」の出自なる堀川・西洞院川下流の境界地とのかかわりの考察が希薄であり、今後の考究が望まれる。第三章「『物くさ太郎』生成論㈠―色好みと愚か婿―」は、『物くさ太郎』の生成過程に平安朝以来の色好みの系譜を読みとる点が注目されるが、その脚色に盲僧の介在を認める点はさらなる実証が必要であろう。第四章「『物くさ太郎』生成論㈡―信濃からの来訪―」は、主人公の姿に「山」から「里」への来訪神としての性格を読みとるもので、「杖」「草履」などの検討は共感できるが、いささか構造論的なとらえ方で、具体的な実証が要請される。第五章「『物くさ太郎』生成論㈢―春の祝言―」は、物語の後半部における主人公の変貌の挿画と詞章に祝言的機能を認めるもので、説得力がある。

エ、第四部「物語と鎮魂」は、物語が京洛の鎮魂風土のなかで、それぞれが生成されることを具体的に考察したもので、第一章「小野小町伝説と京の周縁」、第二章「山科内海家絵解きの生成」ともども、伝承地の実地踏査にもとづく考察であり、新見に満ちるものとなっている。

オ、付編「室町時代物語の創作と異本派生」は、「物語の洛中洛外」の主題にそうものではないが、公家物のなかで、従来ほとんど考察されることのなかった『狭衣の草子』および『秋月物語』をとりあげ、その制作の過程から異本派生の実態を考察したものである。特に『狭衣の草子』については、奈良絵巻・絵本から古活字本・整版本に及ぶ諸本を網羅的に検討するもので、その論証は高く評価できるものとなっている。

以上のごとく、本論文は、いささかの不足が含まれるものの、さまざまな新見をもった優れた研究成果と見られるもので、博士の学位に適したものと認められる。

試験または学力確認の結果の要旨

審査請求者は、一九八三年、本学大学院文学研究科日本文学専攻博士課程後期課程を単位取得退学後、一九八九年から一九九九年まで本学非常勤講師を勤め、日本文学（中世文学）を担当、また一九九三年から現在まで京都精華大学人文学部の非常勤講師として日本文学および日本伝統芸能を担当している。また本論文に収載した論稿の多くは、すでに各種の学会誌によって公刊されており、学界から高い評価を得ている。さらに参考論文として提出された『奥浄瑠璃集成（一）』（三弥井書店刊）、あるいは『京都の伝説〈洛中洛外を歩く〉』（淡交社刊）の労作も、高く評価されるものである。なお、本論文引用の漢文（中国語古典）の読解は的確であり、審査委員会に提出された英文の論文要旨も正確で、その語学力は十分と認定される。

以上の諸点を総合的に判断し、審査委員会は、本学学位規程第十八条第二項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

張　八　鉉

『金石文に見る四世紀から六世紀頃の日韓関係
――七支刀、隅田八幡鏡、江田船山古墳大刀銘文を中心に――』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇二年三月三十一日
審査委員
主査　杉　橋　隆　夫
副査　和　田　晴　吾
副査　本　郷　真　紹
副査　鎌　田　元　一

論文内容の要旨

本論文は、日本古代の金石文を主たる分析の対象として、四世紀～六世紀の韓半島（朝鮮半島）諸王朝、とりわけ百済と当時の倭との関係を究明せんとしたものである。具体的に銘文の分析を試みるのは、奈良県石上神宮に伝来する七支刀、和歌山県隅田八幡宮に伝来する人物画像鏡、熊本県江田船山古墳から出土した大刀の三点で、参考として埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣の銘文等も考察に加える。これらの銘文については、『古事記』や『日本書紀』といった後世の編纂史料の記述内容に信が置けない段階（時代）に製作されたもので、当時の政治或いは社会の情勢を物語る貴重な史料として、これまで多くの先学により解読が図られ、論点が指摘されると同時に、それに関する論争が展開されてきた。いずれの銘文も、わずか数十字程度の文章であることから、個々の箇所の訓読がまず問題となり、それに基づく解釈が試みられたが、その訓読の如何で意味するところが大きく異なることとなり、慎重な検討が要求される上に、考古学的な知見や、日本のみならず中国・韓国の文献史料の内容をも加えて、総合的な分析が不可欠とされる。さらに、当時の国家間関係、或いは日本列島内部の中央と地域との関係を示唆する内容を含むがゆえに、政治的な立場をも反映した解釈が提示され、未だ定説的な見解を見るに至っていない状況にある。このように、史料としての取り扱いに多大の困難が伴い、いくらでも憶測を生じる危険性

が高いものの、筆者は、あえて自らの国籍（韓国）に鑑みて政治的立場を意識することなく、あくまで客観的な立場から、難物とも言うべきこれらの銘文の解読に取り組み、自らの見解を表すに至っている。以下、本論文の章に沿ってその内容を簡潔に述べることにしたい。

まず、第一章「四世紀から六世紀の金石文に関する研究史」では、第二章以下の論述主題にかかわる先行研究を紹介・整理する。

第二章「七支刀の銘文をめぐる一考察」は、奈良県石上神宮に伝来する七支刀とその銘文に関する考察。同神宮の大宮司であった菅政友の発見により世に出たこの銘文の意味するところについて、菅政友、星野恒、高橋健自、喜田貞吉、大場磐雄、末永雅雄、西田長男、薮田嘉一郎、榧本杜人、栗原朋信、村山正雄といった諸先学の見解を詳細に検討し、批判を加える。筆者が論点として注目するのは、まず銘文中の「泰□四年」という年号の解釈で、先行学説にある東晋の年号「泰和（＝太和）」ではなく、他の史料に認められないものの、百済の年号であった可能性を指摘する。次いでその製作年代の考察に移り、韓半島の情勢等を踏まえ、諸先学の指摘する年代でなく、筆者独自の見解として、百済・毘有王四年即ち四三〇年の可能性が高いと推測する。これを前提として、『日本書紀』に見える加羅七国平定を三週（一八〇）繰り下げて捉えるなど、文献史料の記述との整合的な解釈を試みる。さらに、銘文中の「侯王」と「倭王旨」に関して、前者は百済にあって毘有王の命を受けて七支刀を製作した人物、後者は、この刀を受け取った倭という地域にすんでいる百済系の渡来人と解釈する。最後に、銘文中の「奇生聖音」については、四世紀後半以後仏教を奉じてきた百済王朝の姿勢を反映した、仏典から引用された吉祥句として、村山正雄の説を支持している。

第三章「隅田八幡鏡銘文に関する新考察」は、和歌山県橋本市の隅田八幡宮に伝来する人物画像鏡とその銘文についての新たな解釈を試みるもの。古代の銅鏡の有する歴史的意義に付言したのち、前章と同様に、高橋健自、福山敏男、西田長男、山尾幸久、和田萃、蘇鎮轍といった先学の学説を整理し、銘文の訓読とその解釈を紹介した上で、それぞれの論点について論評する。その上で、

先学の大半が「十日」と読み取った銘文中の「日十」と、これに続く「大王年」について、筆者はこれを「日十六王」として、「日十六」を「ニリム」と訓じ、『日本書紀』所引の「百済新撰」に見られる「州嶋（ニリムセマ）」、即ち、銘文中に登場する百済の斯麻王の時代を意味すると受け止める。一方、銘文中の「男弟王」は「オオトノオウ」、即ち先学の指摘にもある継体天皇の諱、「開中費直穢人今州利二人等」については、百済系渡来人である「開中費直」＝河内直、穢族出身の職長を意味する「穢人今州利」と、何人かの随行員を指すものと受け止め、百済に滞在中であった「開中費直」が、斯麻王の命により、鍛冶職の長たる「穢人今州利」とともに河内に戻り、この鏡を製作したと解釈する。これらを総合して、「癸未（五〇八）年八月、ニリム（＝斯麻）王の時代に、意柴沙加宮に居る男弟王に、斯麻王は長奉を念じ、開中費直と穢人今州利を遣わして良質の白銅二百桿（杆）でこの鏡を作る」と訓じ、六世紀初頭の韓半島の情勢に鑑みて、百済・斯麻王と倭・男弟王との緊密な関係を想定する。

第四章「江田船山古墳大刀の銘文について」は、明治六年に地元の農民により発掘されたと伝える熊本県・江田船山古墳出土の大刀銘についての考察。古くは福山敏男により判読が試みられたこの銘文は、埼玉県・稲荷山古墳出土鉄剣銘文の発見により、文中の大王名についての解釈が改まるなど、これまで日本古代史学界で縷々論議を呼び、その都度新たな訓読・解釈が呈示された。筆者は、近年発表された東野治之の判読を支持し、これを踏まえた上で、銘文の個々の部分の解釈と論点について、考察を加える。独自の主張としては、銘文中の「典曹人无利弖」について、「典曹」は官庁を意味し、「无利弖」を「ワカタケル大王」の時代に官庁の役人を務めた、火の国の在地豪族の名称と解釈し、この大刀は大和王権から贈られたものでなく、在地で製作されたと推測する。また、銘文の最後尾に登場する「伊太和」と「張安」という二人の人名について、後代の「伊」「張」のつく人名の例を検討した上で、「伊太和」は韓半島からの渡来人、「張安」もまた、中国系百済人の渡来人と推定する。

第五章「倭五王時代の考察」は、中国の『晋書』およ

び『宋書』に登場する倭の五王（讃・珍・済・興・武）と、彼らの生きた時代（四世紀末～五世紀）の東アジア情勢に関する考察。時代的には、第二章・第四章で扱った金石文の時代と一致する。古くは十七世紀の松下見林以来、多くの学者によって、倭の五王の記紀所載天皇への比定が試みられ、併せて、中国の王朝の冊封下に置かれた東アジア諸国の当時の情勢について、考察が加えられた。筆者は、近年の坂元義種、水野祐、山尾幸久、上田正昭等の業績を批判的に継承した上で、高句麗の南下策に対抗して韓半島南部の地域に影響力を保持すべく、中国王朝との関係の緊密化を目論んだ倭の外交政策について、自らの見解を呈示する。論点として取り上げるのは、まず『晋書』安帝紀に見られる四一三年の倭の遣使記事で、この時倭の使いが倭の特産物でない品目を持参したとされる点に着目し、高句麗・広開土王碑文等に見られる当時の倭と高句麗の関係を考慮して、この遣使を高句麗による謀略とする坂元義種の見解を支持する。また、中国の王朝に要請された称号内の地域名に着目し、百済の将軍が要請した称号の例では、必ずしも行政的或いは軍事的支配の対象とすべき具体的な地域を意味するものでなく、祖先或いは自らの出身地を盛り込む例のあった事を指摘した上で、韓半島南部からの渡来人集団が倭に多数存在したことを考慮して、自らの故地を意味するものを含んだことを示唆する。このことを踏まえ、倭の王による称号要請についても、当時列島内に多数の渡来人集団が存在したことを視野に入れて考察する必要のあることを強調し、併せて、韓半島における前方後円墳の所在等も踏まえて、韓半島南部と倭との間に双方的な渡来による人的交流が行われたことを推定する。

第六章「まとめと展望」は、第二章～第四章で展開した、各金石文に対する具体的な分析の成果を、第五章で述べた当該期の韓半島南部を中心とする東アジア情勢に関する見解に反映させんとした論考で、本稿全体の纏め的な位置を占めている。韓半島の情勢の変動を大きな刺激として、五世紀頃に進行した倭における古代国家形成の動きに触れ、七支刀銘文の「侯王」、江田船山古墳大刀銘文の「伊太和」「張安」、隅田八幡鏡銘文の「穢人今州利」といった、筆者が推測する列島内に居住した渡来

人と思しき存在を具体的根拠として、前章で展開した渡来人集団の存在に注目すべきことを改めて力説し、同時に、高句麗の動向に関連して形成された当時の倭と百済・加羅の関係について、山尾幸久の説くような対等関係を前提として理解すべきことを指摘する。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇二年八月十九日（月）午後三時より末川記念会館第一会議室において公開で行われた（傍聴者一名）。審査委員四名による総合所見を以下に述べる。

まず全体にかかわって、以下の三点を指摘したい。第一に論文としての体裁について、固有名詞の表記や日本文としての表記等に改善すべき箇所が多く存在する。留学生としての日本語力という点を考慮しても今少し慎重に記述する必要がある。また、史料の引用、先行学説の引用等について、不正確な部分を多く含んでおり、孫引き的な箇所も散見される。研究者としての基本的な姿勢を問われかねないので、十分に反省すべきである。さらに、章・節の配列について、時系列的に並べられているわけでもなく、極めて難解な構造になっている。それぞれの章の位置付けを踏まえ、読者が理解できる配列を考えるべきである。

第二に、先行学説の取り扱いについて。いずれの章においても、これまで数多く出された先行学説の内容を慎重に検討した上で、十分な根拠を付して批判を加え、自らの見解を呈する必要のあることは言をまたない。とくに文字史料が稀少な時代を扱うに際しては、より慎重かつ周到に先行学説を検討する必要がある。遺憾ながら本論文では、必ずしも十分な根拠を有するとは言い難く、あくまで憶測の域を出ない部分が数多く見受けられ、また先行学説に対しても印象論的にその是非を論じているような感を禁じえない部分が少なくなかった。筆者は折に触れ先行学説の見解を、推論的・水掛け論的と批判するが、筆者自身の見解にもその域を出ない部分が大きいことを真摯に反省すべきであろう。

第三に、文字史料の稀少性を補うべく、当然踏まえられるべき近年の考古学的成果がほとんど反映されていな

い。とくに、古代の鏡や刀剣を扱うに際して、その銘文の訓読と解釈に関心の多くが集中し、総体としての遺物の有する意義や、科学的な分析に基づく遺物の特性、出土地点および当該地域の歴史的性格等について省みられることの無かった点は、遺憾とすべきである。東アジア国家間の情勢といった極めて重大な論点を含む考察であるがゆえに、より一層隣接諸科学の方法による研究成果を踏まえた上での考察が不可欠となろう。

次に、各章の内容について。第一章は第二章以下の前提となるが、具体的な論点として、まず第二章について言えば、「泰和」を百済の年号と見なす点は、類例もなく、また他の史料等にも干支年号が多く用いられていることからしても、説得力に富む見解とは評し難い。また、「侯王」「倭王旨」の比定についても、あくまで推論の域を出ないものである。さらに、「奇生聖音」を仏教思想の影響を受けた吉祥句と見なす点について、筆者の指摘するように『三国遺事』には四世紀後半段階での百済への仏教伝播を伝える記事が存在するが、今日の考古学的研究の成果においても当該期に百済の王朝が仏教を受容したことを裏付ける痕跡は全く見出せず、今日の通説的見解では、百済王朝の仏教受容は、隣国新羅と同様に六世紀初頭のこととされる。これを顧みることなく、また新たな根拠を呈する事もなく、筆者の如く解釈するのは、些か強引と言わねばならない。

第三章について、遺物としての銅鏡を考察するに際して、同型鏡の分布といった考古学的な研究の成果が考慮されていない。「ふみ返し」方法や仿製鏡といった用語の認識にも、誤りがある。銘文に関して、筆者独自の見解というべき「日十六王＝ニリム王＝斯麻王」の訓読・比定についても、「十」を「リ」と訓じうることが証明されなければ、承服しがたいものである。さらに、『日本書紀』に「州嶋（ニリムシマ）」とある点についても、これは島を「ニリムシマ」と呼び表したことを示したもので、斯麻王の名称を示唆するものではない。その他、「男弟王」や「意柴沙加」の訓についても、改めて考える必要があろう。さらに、「開中費直」については、近年これを「紀直」（紀地域の豪族）と受け止め、伝来の地域性を重視した学説が呈されている。斯説を承服しな

いにせよ、何らかの批評は必要であろう。この「開中費直」および「穢人今州利」の解釈についても一つの推論の域を出ず、通説に依拠した「男弟王（＝継体天皇）」の比定と同様に、未だ考察の余地のあるものと言えよう。

第四章に関しては、銘文中の「ワカタケル大王」の比定等、ほぼ通説に依拠するか、または結論を保留しているが、「无利弓」を火の国の在地豪族、「伊太和」「張安」をともに韓半島からの渡来人とする自身の解釈を強調する。「无利弓」の性格については、積極的な根拠がなく、ただ、ワカタケル大王からの下賜品でないという趣旨を貫く方向から導かれた見解としか受け止めることは出来ず、説得的とは言いがたい。一方、「伊太和」等を渡来人とする点に関しては、先行研究においても指摘されていたが、文字の用例を根拠にその裏付けを試みる点は、評価される。

第五章について、諸史料および先行研究を詳細に検討し、論点を整理した上で、国家主義的な史観にとらわれることなく、高句麗の南下に対抗すべく倭と百済・加羅の対等連合的な体制が、中国・南朝の冊封体制のもとで構築されたとする点は、既に先行研究に指摘があるものの、説得性を有するものと言える。また、当時の倭と韓半島南部の地域との間に、双方向的な渡来の動きが存在したとする点も興味深い。ただ、倭国内における動向＝国家形成に向けての動きを同時並行的に扱ったため、若干論旨の混乱が見られ、他の章における見解と齟齬を生じる部分が認められる点は、残念である。

第六章は、先に触れたように全体の纏め的な部分であるが、第二章～第四章の結論と第五章の概観を整合的に論述しようと意図したことから、繰り返し的な部分の多いことと同時に、やや牽強付会な印象を受ける内容となっている。

審査委員の総合所見は、以上の通りであるが、先述の如く、史料の稀少な時代ゆえに、異見の提出余地がある反面、逆に説得的な解釈が困難な研究対象を取り扱った論考であり、その意味でテーマの選択そのものからして、もう一工夫を要すべきであったかとも惜しまれる。

筆者は修士課程修了まで、政治学・国際関係論を専攻

しており、新たな日韓関係史の解釈を目的として、本学大学院文学研究科博士後期課程史学専攻を志望し、可能な限り古い時代から時代順に考察を加えることに果敢に挑んだことから、本論文は、結果として日韓関係史の黎明とも言うべき時代に対象が限定されることになってしまった。史料の読解力や当該期の歴史に関する幅広い専門知識を十分に修得するには、三年間はいかにも短い。にもかかわらず、そのような短時日のうちに、可能な限りの史料と関連論文を捜索して論点を導き出し、先行研究に批判を加えた上で独自の解釈を試み、さらに全体像を描き出そうと努め、東アジアの国家間情勢に論が及んだことは、留学生としての種々のハンディを考慮するに、その努力はさぞかし多大であっただろうと察せられ、十分評価に値する。倭―百済対等論の立場から、相互の人的・文化的交流を具体的に提起した研究視角も、今後研究の発展が期待されよう。

もちろん一部の審査委員からは、上記の如く厳しい意見も呈されているが、自身の継続的精進・研鑽により、自説の欠点を客観的に認識してこれを改善することも当然可能である。総じて本論文は、博士学位論文としての基礎要件を満たしたものと判断する。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は、日韓両国において、それぞれ日本語・韓国語による論文を公表し、副論文・参考論文として審査委員会に提出している。

当審査委員会は、関連論文を参照し、論文審査の結果、その他学業成績等を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

佐古愛己

『平安中・後期〜鎌倉期における叙位制度の研究――公家社会における封建的主従制度成立過程の一考察――』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇二年三月三十一日
審査委員
主査　杉橋隆夫
副査　川嶋將生
副査　桂島宣弘

論文内容の要旨

本論文は、平安時代中・後期から鎌倉時代における官人・貴族の昇任制度、特に叙位制度の研究を通じ、当該期の公家社会を律する「編成原理」を析出し、もって律令官僚制的社会から、「封建的王権」の下に中世公家社会が成立する過程の一端を解明しようとするもので、本論第一〜三章に序章・終章、および参考表「院・女院年爵一覧（摂関・院政期）」を付して構成される。

まず序章「官位制度研究の現状と課題」では、該期官位制度に関する研究を回顧しつつ、如上、本論文が意図する視角の有効性を確認した後、関連研究として、とりわけ「封建的主従制」と官位制度や公家領荘園との関係に注目し、その課題追究の必要性を説いている。

本論第一章「年労制の変遷」は、従来、平安時代叙位制度の中核に位置付けられてきた年労制（官職ごとにあらかじめ定められた在職年数〈年労〉を満たした者が、叙爵〈従五位下に叙されること〉あるいは昇位する制度）が、実は、すでに十一世紀には、消滅または変質しはじめたとする、まことに注意すべき事実を明らかにしている。こうした事態を招来した要因には、①官司再編の影響、②官人・貴族らの奉仕形態の変化、が考えられる。たとえば、①新たに成立した官の行事所は、必要に応じて随時設置されるという組織の性格上、勤務評価の基準として年労制は馴染まず、職務遂行に対する恩賞として行事賞が設けられたし、②官司・官職を媒介とする従前の奉仕に対し、主従関係などに基づく奉仕形態が徐々に

拡大し、この面でも恩賞的要素が重視されたという。総じて論者は、かかる昇進評価構造の質的転換をもって、中世的叙任制度の成立と結論付けるのである。

第二章「年爵制度と貴族社会」は、特に年爵制度（毎年一定数の叙爵〈後に加階も〉推薦権を院宮等に認める制度）を中心に、中世成立期における叙位制度全般を概観しようとする。すなわち9世紀末頃に出現した年爵は、当初、給主の近親者に対象が限られていたが、院政期に入ると受領などの諸大夫層に拡大する。これを前章での考察結果と併せ考えると、実務官人らへの統制策（第一章）とミウチへの優遇策（本章）という、各々異なる動機から出発した昇任制度が、ともに奉仕者に対する恩賞としての性格を有しながら、中世貴族・官人社会における広範な階層に普及、定着した事実を意味するという。また、昇任システム全体を調整する機能と権限の所在が解析され、関係する文書として折紙（料紙を上下二ツ折りにした文書の様式名）の用例を紹介、さらに年爵・加階と家領荘園の領有とは強い相関関係を有するなど、興味深い事実が指摘されている。

第三章「中世的勧賞と『臨時』の一考察」では、平安中期以降に成立した神社行幸にともなう勧賞を主たる分析対象とし、位階編成が貴族社会や寺社集団、その内部を序列化し組織化するうえで果たした役割を検証する。そもそも勧賞とは、功を賞して官位や物品を授ける行為であり、特定の時代にのみ見られる現象ではないが、古代律令制下に天皇の徳を広く官人・百姓に知らしむるために行われたのとは違い、平安中期以降の勧賞は、直接奉仕した者に対する恩賞的性格が顕著となり、したがって勧賞の対象も特定・集中化したという。ゆえに授与される官位を近親者に譲与することも頻繁に行われ、その差配も各家・寺社等の長に委ねられたから、該行為はそれぞれの集団内部の編成にも多大な影響を与える結果となり、「治天の君（王権）」の意向が容易に反映される「臨時」叙位と併せ、全体として、社会や中世王権の「封建化」を促すところが多大だったと述べている。

終章「総括と課題」は、如上各章における結論を確認・統合し、かつ政治史把握の強化、「封建制」理解の深化等、今後の自己課題を呈示して論を終える。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇二年七月二十九日（月）午後三時から、末川記念会館第一会議室において公開で行われた（傍聴者三名）。審査委員三名による総合所見を以下に述べる。

律令制的秩序が変容した平安時代中期以降の官位制度は、売位売官という否定的・退廃的評価から、これまで積極的な研究対象とはされず、あるいは部分的にしか言及されてこなかった。しかしながら、官位およびその昇進にかかわる制度は、国家や王権が官人・貴族らを糾合し統制していくうえでもっとも根幹に位置するものであり、とりわけ中世の国家と社会の形成に向けて大きく変動しつつある当該期には、必須の考察対象に据えられなければならない。

本論文は、かかる認識のもとに、平安中期以降の貴族社会における叙位制度について、鎌倉時代を含む長期の展望をもって、初めて本格的・体系的な考察を加えた労作である。こうした作業を通じて、王権と貴族・官人社会が、律令制的機構への依拠から脱し、人格的・身分的従属関係に変容していく様相を具体的・実証的に明らかにしたことは、従来の研究の空白を埋める成果として、総じて高く評価される。

これを支える主要（個別）論点を章ごとに整理すれば、以下の通りである。〔第一章〕従来、平安時代叙位制度の中核に位置すると考えられてきた年労制が、早くも十一世紀には、消滅ないしは変質しはじめたこと、〔第二章〕代わって院政期には、年爵や勧賞が叙位制度の中核を占めるようになり、これが権門を基軸とする貴族社会に再編されるうえで重要な機能を担ったこと、などであり、さらに〔第三章〕では、神社行幸を検討素材として勧賞に関する考察を深め、その恩賞的性格が各家・集団内外における序列化と組織化に寄与したとする。主張はいずれも妥当であり、論の裏付けとなる精細・膨大なデータ、先行研究の精査などと相俟って強い説得力を有している。

研究方法上の特色としては、乏少にして断片的で、かつは諸方に拡散した史料を根気強く精力的に収集・整理

し、これを綿密に表示化したうえに的確に分類、既往の学説に囚われない透徹した分析評価を加える点において、他の追随を許さぬところがある。〔第二章〕の労を多とし、〔第三章〕の分析に論者の面目を認めたい。

以上のような本論文の特徴・利点にもかかわらず、今後の検討に委ねるべき課題や疑問とすべき箇所がないわけではない。論者の既発表論文における実証の確かさや完成度の高さに較べて、今回審査論文の提出に際して新たに付加された行論部分には、なお未成熟な要素を認めざるをえないのである。

たとえば、「封建制」概念への強い関心と提言がそれに当たる。確かに、官位叙任と公家領荘園の領有形態との間に関連性を指摘したことは重要であり、今後の研究に資するところ大と予測されるが、直ちにそれが公武社会に通有する「封建的主従制」の表れと評価できるかどうか躊躇せざるをえない。そもそも日本における封建制概念は、基本的には武士の在地領主としての側面に注目するところから出発したと考えられるが、同概念の変遷は複雑を極めたうえに、近年の学界は武士＝在地領主論に強い異議を唱えている。同じく土地の領有・所有といったところで、一般の武士と公家とではそのレベルや形態に相当の開きがあるのも事実である。いたずらに理論的対応を急ぐのではなく、なおなお実証研究を積み重ねたうえでの結論を待ちたい。

官位と土地領有との関係をいうのなら、その前に武家官位を含む中世官位制の総括評価が必要だし、翻って根本を鑑みるに、官職と位階とは密接不可分の関係にある。本論文の目的が「叙位制度の研究」にある以上、官職については必要な範囲内で言及されるに留まるのは仕方がないとして、論者の手堅い実証手腕が、やがては官職制度にも及ぼされ、近い将来論文提出者の手により、日本中世官位制の実態と歴史的意義が包括的に解明されるよう期待したい。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は、本論文に付された参考論文三編（本論文第一章～第三章の骨子をなす）を学術雑誌に公表したほか、いくつかの学会発表をこなし、その都度、学界において

しかるべき評価を獲得している。

当審査委員会は、本論文と関連論文に対する評価、論文審査の結果、その他学業成績等を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

松本郁代

『日本真言密教界における中世王権と「空海」
――仏教的世界観の構築と顕密主義仏教――』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇二年九月二十五日
審査委員
主査　川嶋將生
副査　杉橋隆夫
副査　上川通夫

論文内容の要旨

本論文は、死後もなお、擬似的に存在し続けた「空海」に関わる言説について、その作為性の構造的、思想史的意味を、鎌倉時代全般を通して分析し、かつ日本真言密教界における「空海」の存在意義と真言密教界の特質、中世王権を機軸にした仏教的世界観を追究したものである。論文は序章・第一章～三章・終章をもって構成される。

まず序章「中世における『空海』と王権」では、中世における言説上の存在であった「空海」の基本的性質、および本論文全体に関する問題意識と立場が述べられる。そこでは中世において擬似的に存在しつづけた「空海」に関わる言説について、語られている内容が真実であるのか虚偽であるのかを二元論的に議論することは非生産的であると指摘し、むしろ「空海」が語られたことの作為性の構造的・思想史的意味を問い、そこから導きだされる問題を分析することの方がむしろ重要なのだ、と指摘する。そして「『空海』の世界観や世界像の成立基盤であった真言密教界とは、具体的には、黒田俊雄氏によって提唱された中世権門体制や顕密体制に相対化された真言密教界を指していること、したがって真言密教界はこれらの社会や国家論に規定された上に成り立っていると述べる。これらの点をふまえ、言説の分析を中心にしながら「中世における新たな宗教世界像を捉えたい」とする。

第一章「日本真言密教界における真言宗『祖師』の成立―『仏教三国』をめぐる空海影像と真言八祖像―」は

三節で構成される。ここでは真言密教界における空海御影の成立と、「祖師」としての空海との相関性、そして空海御影を安置する御影堂の成立を論じ、かつ真言五祖像から八祖像へと展開する過程を分析する。そして天台宗が中国に聖地をもっていたのに対し、真言宗は擬似的世界を構築していたとしても、同宗は、あくまでも空海によって開宗された日本固有のものであったため、外国との関係を築き上げることができず、その欠点を補うため、あるいは対外的な正統性を主張するために作成されたのが八祖像であったなどを、印度・中国・日本のいわゆる「仏教三国」の世界認識の分析に基づき述べる。さらに、空海を非公開とした高野山奥之院と、公開した御影堂について、両者の間には管理や統率組織に明確な棲み分けが存在していたこと、高野山が空海入定を末法克服の救世主に擬して権威の回復を図っていったことなどを述べる。

第二章「慧日山における九条道家の宗教構想―顕密主義仏教と九条摂関家―」は三節から成る。ここでは鎌倉時代初中期の公家、九条道家が書写した真言密教の尊法「如法愛染法」の相伝過程とその目的などを論じて、真言密教界に進出した道家の行為は、摂関家の行為として前例をみないものであったが、そこには政権の把握と宗教界の支配とが密接に関わっていたことを主張、さらに九条家に祟る怨霊について、かつての怨霊は国家次元に成立したものであったのに対して、九条家の場合は、中世的な家に成立した怨霊であったとする。また道家が建立した京郊東山の慧日山光明峯寺の伽藍構成を分析して、同寺は高野山の宗教世界を再現したものであったこと、さらに真言密教界最重要の聖地高野山奥之院をも模倣したものであったことを明らかにし、そのことの意味を道家一門護持などの問題と関連づけて分析する。

第三章「真言密教界における『両部神道』―権門寺院と王法仏法相依―」は三節から成る。本章では胎蔵界と金剛界を伊勢神宮の内宮と外宮に比定した両部神道が、15世紀になってはじめてその用語が出現するにもかかわらず、真言宗寺院には空海に仮託された両部神道の聖教が多く伝来していることに着目して、中世寺院における「両部神道」成立の必然性を、これまた空海に仮託され

た即位法の分析を通じて、中世の国王と「空海」の関係を論じる。そして皇統の分立に伴い、一方の王権が、もう一方の王権よりさらに超越した護持形態を各寺院に要請し、その結果、新たな仏教的世界観として作り出されたのが、即位法のなかの「両部神道」説であったこと、その際、「空海」は即位法の被仮託者として登場するが、それは仏教的世界像の中世的転換を図ろうとしていた真言宗寺院が、「空海」をアマテラスに対峙させ、その正当性を主張しようとした結果であったことなどを論じる。

終章「仏教的世界観の構築と中世『空海』」では、序章・第一章から第三章で分析された論点の整理・確認を行うと同時に、真言密教界における客体としての空海が、国王を頂点とする国家体制下における顕密主義仏教の理念となぜ一致したのかと設問し、その理由として、空海を「祖師」とする真言宗が、中国に高祖や聖地をもたず、日本中心主義の宗教であったこと、入定した「空海」が現世の守護者として、時機に即応した多機能性をもっていたことを指摘、それが「王権の媒体にもなりえた変幻自在な柔軟性をもった『空海』が、中世の支配イデオロギーに適合したのだ」と結論づけている。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇二年八月二十六日午後二時から、末川会館第一会議室において公開で行われた（傍聴者三名）。審査委員三名の合議による総合所見を以下に述べる。

日本中世の仏教史研究は、これまで政治史との関係や寺院構造の分析を主として取り扱ってきた。本論文はそうした視点とは異なり、宗教言説の世界の分析を機軸にすえて、中世社会における真言密教界の特質を明らかにしようとした意欲あふれる論文であり、発想の清新さ、着眼点の鋭さとともに、高く評価される。特に、真言宗史が日本のみに存在した、という単純明快でかつ決定的に重要な史実の見落としを、研究史のなかに発見したことは本論文の大きな成果であり、さらに信仰的空海像の実態視を批判して、思想の歴史性を自覚的に追求する方法をとったこと、また特殊具体的な真言宗史の展開を、

中世王権や顕密主義という歴史学の概念との関係で明らかにしたことなどと合わせ、今後の日本中世宗教史研究に大いに資するものとなろう。

なお本論文では古記録・古文書だけではなく、文学作品や説話、とりわけ宗教史料である聖教類（未刊行を含む）をふんだんに用いて分析し、また絵画・図像類を駆使している点が、大きな特徴となっている。以下、各章ごとの評価と課題を述べたい。

第一章では、東アジア史への視点の欠如と信仰的立場への無批判が研究を遅らせてきた点を指摘しながら、真言八祖像の成立過程を、天台宗優位の状況のなかで、印度・中国・日本のいわゆる「仏教三国」を貫く、真言密教伝来の正統性を提示するものであった、ときわめて重要な論点を提示すると同時に、九世紀の真言宗に、虚偽性や創作性をもつ中世仏教のさきがけ的特徴があることを指摘したことなどは、九世紀の位置づけになお検討の余地が残されているとはいえ、今後、大いに議論の対象となるだろう。ただし国際問題への視点は、まだ十分独自の分析に及んでいるとは言い難い。今後の課題である。

また第二章では、鎌倉時代における九条道家を中心とした摂関家と真言宗の関係について考察し、それとの関連のなかで光明峯寺の実態解明を行っている。この考察そのものも非常に重要であった。またこれまで、院政期と鎌倉時代後期の真言宗については研究の蓄積はいくつかあるが、鎌倉時代前中期の摂関家と真言宗の関係を明らかにした考察はなく斬新なものであった。今後は、摂関家と他の宗派との関係、あるいは九条道家をめぐる幕府や朝廷との関係など、政治的動向に関する視点をさらに深めていく必要があるだろう。

第三章は、真言宗の即位法を両部神道成立の一種として検討し、祖師空海をアマテラスに比定して天皇と関連づけた新たな「世界観」を指摘するとともに、鎌倉時代後期の真言密教界を、王統分裂にからむ政治史との関係で考え、その矛盾特質を探るなど、独創的な論点を提起している。仏教儀礼世界から派生して発展した説話的言説については、中世文学研究での議論が活発だが、史実性を追究する歴史研究の方法を逸脱することなく、説話表現された思想世界にも政治史を読みとる視点があり、

この点は、今後、さらなる研究領域の広がりが内包されているものと期待される。なお論旨にやや読みとりにくい点があったことは、今後、留意すべきであろう。

論者の史料読解能力は高いが、史料引用および翻刻にあたっては、検討すべき余地を残している部分もあった。今後の更なる精励を期待したい。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は、本論文の参考論文三編（本論文の第一～三章に配置）をすでに学術雑誌に掲載し、さらに一編の掲載も決定している。またいくつかの学会発表を行い、その都度、学界においてしかるべき評価を獲得している。

当審査委員会は、本論文を含む諸論文に対する評価および論文審査の結果、さらにその他学業成績等総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

杉本史子

『中国近代女子教育の研究
——「良妻賢母」主義教育の受容をめぐって——』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇一年九月二十日
審査委員
主査　松本英紀
副査　本田　治
副査　北村　稔

論文内容の要旨

本論文は、女子教育が確立された二十世紀初めの中国の女性が「女性としてどのように生きたか」を学校教育に焦点を当てて考察したものである。

近代中国の女子教育には日本の国民国家建設の過程に生まれた「良妻賢母」主義の教育がとり入れられた。だが、この日本式教育は中国社会に定着しないままに一九一〇年代に姿を消す。本論はその受容のされ方と排斥の過程をたどることによって、中国近代の女子教育とそれを取り巻く社会状況を明らかにしようとする。また現代の中国では男女平等という建前の下に女子教育は顧みられなくなった。しかし近年、専業主婦が出現し、使用人を雇い、家事や育児をまかせるといったエリート女性も現れている。これはまさに二〇〜三〇年代の状況と重なる部分が大きい。二十世紀初めの女子教育を明らかにすることは、「今を生きる女性」の原型を探ることにもなり、今日的意義がある。

本論文は以上のような問題提起と研究意義の下に、次のように構成された。

序章、第一章「清末における留日女子学生」、第二章「民国初期における家事科教育」、第三章「一九二〇年代における家事科教育」、第四章「北京女子師範大学事件が示すもの」、終章。

第一章では、近代思想としての「良妻賢母」主義教育を最初に受けることになった留日学生たちが、それをどう受け止め、またどう反発したのか、そして結果としてどのような人生を歩むことになったかを追跡する。

第二章では、特に日本に倣い、「斉家、治国」をはかるという明確な目的から導入された女子家事科教育に焦点をあてて、その近代性と限界を考察する。民国初期の家事科は「良妻賢母」育成の重要科目として位置づけられ、従来の女性の仕事にはなかったことが学校教育を通して教えられた。それは「近代的な主婦」となること、科学的な知識にもとづいた家事をこなす能力であった。特に強調されたのは、国民を育てる「母」の役割であった。これこそ欧米の女子教育思想が日本を経由してとり入れられた「近代」の産物であった。

第三章では上記の二つの潮流が衝突した一例として、あるエリート女子中学での家事科をめぐる弁論会の記録を通して、女子教育と家庭とのかかわりを考察する。女子中学生たちはこの時代の種々の思想を吸収して家事科について議論したが、家事科に賛成する学生たちは家庭における女性の役割に新たな意味を見出そうとし、反対派の学生たちは女性も社会へ出て行くべきだと主張する。このような議論は家事科の是非を論じたにとどまらず、近代国家における女性の二つの方向性を示唆するものだった。

第四章では、一九二〇年代の女子教育界の衝突の最も顕著な例としての北京女子師範大学事件を取り上げる。この事件は、一九二四年の末、該校の一部の学生が就任したばかりの女性校長の楊蔭榆の教育方針に不満を唱え、やがてこの学生らの行動は校長排斥を目的とする「駆楊運動」となっていった。翌二五年、楊校長の方針に段祺瑞政府の教育総長となった章士釗が理解を表し、これに対して女師大の講師であった魯迅が学生側について擁護したことから、騒ぎは世論を二分する大事件となった。事件は学校の強制解散、楊校長の辞任、大学の再編成という状況をへて、二五年の末に段祺瑞政権の動揺による教育総長の辞任によって終結する。この事件についてはこれまで現代文学の分野で取り上げることがあったが、その多くは「愛国青年と魯迅ら革新的人士が反動主義的教育者に勝利する」図式でとらえられた。この図式は日本の研究にも反映し、「魯迅の国民革命への理解を示す証として扱われた」。当然ながら、校長の楊蔭榆、教育総長の章士釗や学生の動きに懐疑的だった知識人た

ちは反動主義者として批判の対象にされた。本論は新たに公表された楊絳の回想文などの資料を用い、この事件は清末から引き継がれてきた近代女子教育の諸問題が表面化した、一つの象徴的な出来事であったとした。女師大事件での対立は、それぞれの採った手段が異なっていたに過ぎず、楊蔭榆、章士釗らの知識人は、啓蒙的女子教育によって家庭、学校、国歌を有機的に結びつける近代国家建設を試みた。これに対して、一部の学生たちはもっと急速な変革を望み、政治運動から学んだ抵抗という直接的な行動をとった。この関係は反動的教育者と進歩的学生という図式では割り切れるものではない。しかし、当時の政治的混乱、列強の侵略という不安定な状況の下では、楊、章らが考える国民国家建設は実現できなかったとする。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇一年十一月九日に末川記念会館第一会議室において、午後六時から八時まで公開で行われた（傍聴者四名）。

本論文は、二十世紀初めに日本にやって来た中国の女子留学生がどのように「近代化」（著者は「国家」、「国民」の自覚）を認識したか、その過程と内容を明らかにしようとするものであったが、その認識に到達する媒介を果たしたものは、近代女子教育の中でも影響力が大きく、かつ家庭とのつながりを重視した「良妻賢母」主義教育であったとする。この「良妻賢母」は、ややもすれば「封建的」、「保守的」、「反動的」という旧態依然としたイメージでとらえられるが、当時は「近代国家プロジェクトの一環として打ち出された最新の考え方であった」とする。この教育を提唱した代表は下田歌子の実践女学校であったが、中国の留学生がいた他の学校でも共通した方針であった。それより、この教育概念はもっと強烈に「欧米とも共通する近代国家による女性統合のイデオロギー」として作用していたのであった。このような教育環境の中にあった女子留学生たちは、容易に「自分たちは中国の国民であることを実感し」、「日本に来て人々が口を開けば国家といっているのを聞き、はじめて国家というものが分かった」。彼女らが口々に日本の女

子教育の盛んなことに驚嘆し、顧みて自国の国勢が振るわず、人材を欠いているのは、女子にも責任があると認識する。それは「良妻賢母」主義教育の背景にあった、日清、日露戦争を経て近代国家へと躍動しつつあった日本に身を置いたことで、より激しい愛国感情を生起させ、少なからぬ学生たちを政治運動、革命運動に走らせるナショナリズムを興起させることになった。「女性統合のイデオロギー」として作用した「良妻賢母」主義教育は、一方で、それを持ちかえった彼女たちによって、さらに若い女性たちに導入された。二十世紀初めの中国の女子教育は、日本留学の経験から国家における女性の役割を自覚した女性たちと、その枠を超えた「女性」を目指そうとした女性たちの対立であったといえる。その葛藤は今日に至るまでまだ解決されていない。「専業主婦が現れる」一方で、「使用人を雇い」、「家事や育児をまかせる」エリート女性の生活スタイルが出現していることがまさにそれを物語っている。

中国各地からどのような家庭の子女が、どのような目的を持って日本にやって来たのであろうか、彼女たちはその日本で何を見、何を考え、何を学んだのであろうか、膨大な史料を駆使して彼女たちの生活態度や精神の内にまで迫った本論文の歴史叙述は十分に読者を納得させた。周辺の学問から「良妻賢母」、「家事科」という言葉に新しい意味を加えて、女子教育の実態を明らかにしようとしたところに、本論文の斬新性があり、論旨を明快にさせているが、事実を積み重ねていく歴史手法が叙述の重厚性を持たせたのも確かであった。

だが、正確に説明するのは困難であろうが、中国女性史に限らず、我々が中国を対象にして論ずるとき、どうしても看過できないのは伝統との関係である。ここでいう伝統とは、伝統的文化、伝統的価値観といってよいが、要するに連綿として存続する儒教的規範である。とりわけ中国における近代化の問題を論ずるとき、どのように伝統的思考を克服して「近代」を認識したかが成果の基準となる。伝統的価値観の下では、女性は二重の価値意識の中に生きた。いわゆる人として、さらに女性として。女性は学問をすることは認められなかった。学問とは聖人の道を学ぶこと、聖人の人格に近づくことであった。

したがって女性は聖人になれなかったし、なることはなかった。科挙に参加できなかったのである。そこから国家における、家族における女性の役割が決定した。家における母は、「父母に孝たる」、つまり子孫繁栄のための母たる役目しかなかった。国家は「子孫繁栄」した家族の延長の上にあった。ここの家族の範囲は日本とはまったく違う（儒教的価値観における国家、宗教、家族、学問については、加地伸行の『儒教とは何か』、『家族の思想』、『教養は死んだか』などの著書が多くの示唆を与える）。とすれば、日本にやって来た女性たちの学問とは何であったのだろうか、どのように西洋の科学を理解したのであろうか、彼女らが自覚した国家、国民とはどのようなものであったのだろうか。この問題は女性だけでなく、当時、女性よりさらに多くが日本にやって来た男性への問題でもあった。またこれらの素朴な疑問は、しかし現代の中国の実態を「知る」上で重要な問いでもある。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文は、先行研究の成果を積極的にとり入れながら、種々の方法論にも注視して、意欲的に新しい観点を模索した結果に生まれたものであった。多くの文献・資料を丹念に渉猟し、それを深く読み込む能力はすでに確固たる研究者の域に達している。また本論文に先だって、この分野に関する論文を三篇発表しており、中国女性史の専門家としての地位を確立している。以上の点を考慮した結果、審査委員会は、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

植　村　善　博

『比較変動地形論
――プレート境界域の地形と第四紀地殻変動――』

学位の種類　博　士（文学）
授与年月日　二〇〇二年三月一日
審査委員
主査　吉　越　昭　久
副査　谷　岡　武　雄
副査　岩　田　修　二
副査　須　原　芙士雄

論文内容の要旨

提出論文は、序章、第Ⅰ章から第Ⅶ章および終章から成り、各章の概要は以下の通りである。

序章は、「比較変動地形研究の意義」について述べたもので、いわば本論文の目的と方法の解説にあたる。本論文は、地球史を支配するプレート運動の進化系列、すなわちウイルソンサイクルの各段階においてどのような地殻運動が起こり、結果としてどのような変動地形が形成されるかを明らかにしようとしたものである。方法としては、変動地形の特色と構造・形成過程を把握し、グローバルな視点から各段階の地形について、比較変動地形学の立場から考察することである。なお、比較変動地形の研究をするにあたって対象とした地域は、ウイルソンサイクルの大陸分裂期から中央海嶺期、沈み込み期の大陸縁弧および島弧、衝突期の各段階に位置づけられるケニアリフト、アイスランド、インドネシアのスマトラ、近畿地方（近江盆地・丹波山地）および台湾である。

第Ⅰ章は、「ケニアリフト北部、サンブル丘陵・スグタ谷の変動地形」を扱ったもので、ウイルソンサイクルの大陸分裂期の事例として取り上げられている。本章では、ケニアを中心としたリフトバレーの大地形を概観した後、現地形の形成過程を考察している。その結果、完新世における断層運動は約三百八十万年前の隆起に始まり（サンブルとう曲の形成）、約八十万年前以降から丘陵の東西で正断層運動が活発化した結果、現在みられるようなリフトが形成されたことを示した。また、最近の

約八千年の間に、マグニチュード7程度の地震によって、0.4～0.6m／1000年の縦ずれ変位をみせたことを現地の段丘地形などから明らかにしている。

第Ⅱ章は、「アイスランド、シンクヴェトリ地溝の断層地形」を扱っている。これはウイルソンサイクルの中央海嶺期の事例としてあげられたものである。アイスランドは、大西洋中央海嶺が陸上で観察できる数少ない場所で、マグマの上昇に伴うホットスポットも重なって存在していると考えられる。本章では、アイスランドの地形を概観した後、南西部の地溝が約二十万年前以降の断層運動によって形成され、その縦ずれの変位速度は3.5～3.7m／1000年程度であることを現地の地形調査から示している。また、一七八九年に発生した地震の史料および地形の調査から、その地震によって2m前後の縦ずれが生じたことも述べている。

第Ⅲ章は、「スマトラ北部、トバ湖周辺の変動地形」であるが、これはウイルソンサイクルの沈み込み期で大陸縁弧の例として取り上げたものである。インド・オーストラリアプレートがユーラシアプレートに、年約7cmの速度で斜めに沈み込んでいるが、その影響を受けてスマトラ島では多くの変動地形がみられる。特に、対象としたトバ湖の南にはスマトラ断層系が北西走向で連続して、そこでの右ずれの変位速度は、7～10m／1000年程度であることを明らかにした。

第Ⅳ章は、「近江盆地と琵琶湖湖底の地殻変動」について扱った章で、ウイルソンサイクルの沈み込み期の島弧ではあるが、陸弧に近い例として取り上げられている。この地域の変動地形は、基本的には西縁部を南北に走る琵琶湖西岸断層系の活動によって支配されており、約三百万年・百八十万年・百万年・五十万年前の各時期に地殻変動の大きな画期が認められた。また、湖底の中央とう曲の変位速度は過去四十万年間では0.4m／1000年程度であるが、最近2.5万年では1m／1000年と大きくなっていることが示された。

第Ⅴ章は、「丹波地域の段丘編年と地殻変動」で、これもウイルソンサイクルでみると前章と同様の段階の事例として取り上げている。丹波地域は、中国山地の東方延長上に位置し、前章の地域に隣接する隆起域である。

この地域には第四紀層が段丘地形を形成しており、それが地殻変動の有効な指標となる。その結果、約五十万年前以降断層運動が活発化し、河川争奪が起こり現在の水系が形成されたプロセスなどについても明らかにしている。

第Ⅵ章も前章と同じ段階の事例で、位置的にも同じ「三峠活断層系の変位地形と断層運動」を扱ったものである。三峠断層系では、約四十万年間の変位速度は、左ずれで0.3～0.5m／1000年、縦ずれで0.05～0.4m／1000年の値をとることがわかった。この結果、断層に画された亀岡盆地・神吉盆地・越畑盆地などの内陸盆地を発達させてきた。

第Ⅶ章は、「台湾の変動地形と地殻変動」を扱ったもので、ウイルソンサイクルの衝突期の事例としてあげている。台湾は、フィリピン海プレートとユーラシアプレートとの収束境界に位置する。台湾では、これまでマグニチュード7前後の地震が発生して変動地形を形成してきたが、一九九九年にも集集地震が起こった。この結果形成された断層を調査することで、西部がいくつかのブロックに分割しつつあるなど、台湾の変動地形の特徴を述べている。

終章では以上の研究のまとめと、今後の課題をあげている。本論文でとりあげた活断層の長さ・種類・縦ずれ（変位基準と平均変位速度）・横ずれ（変位基準と平均変位速度）について比較した結果、過去十万年間において断層運動が同一様式で変位が累積されてきたことを導き出している。また、大地形とプレート運動を比較した結果、以下のような結論を出している。まず、ケニアリフトとアイスランドとの比較であるが、これは共にプレート拡大境界としての共通性がある。結果的には、ケニアリフトでは谷底との比高が千m以上に達し、明瞭な地溝を形成するのに対して、アイスランドは小地溝を持つに過ぎないという違いが生じた。この違いはプレート運動の進化過程の違いに求められる。一方、沈み込み期の地域（近畿とスマトラ）で大地形とプレート運動を比較すると、スマトラは沈み込み期が長く続き、成熟した弧の段階に達している。このため、活断層が少なく、火山活動が活発に行われる。これに対して近畿地方では沈み

込み期が短いために火山活動を欠く冷たい地殻になっているために、活断層が多くなるのである。今後の課題として、いくつかの残されたテーマについて研究すること（とりわけ衝突期の最終段階である大陸間衝突の事例について）、変動地形の一般化・モデル化を行うこと、などがある。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇二年一月十八日、末川記念会館第三会議室において、午後三時から五時まで、公開で行われ、十九名の傍聴者があった。審査結果は以下の如くである。

主査　吉越昭久

本論文は、プレート運動の進化系列（ウイルソンサイクルの各段階）において、どのような地殻運動が起こり、結果としてどのような変動地形が形成されるかを明らかにしたものである。ウイルソンサイクルの各段階ごとに地形を比較検討した点、グローバルな視点からアプローチした点、変動地形を体系化してとらえた点など、これまでほとんど研究されてこなかった視角から研究を進めて、多くのオリジナルな成果を出したことで高く評価される。これらの結果は、今後地理学界の中で一つの潮流をつくると予想され、地理学の発展に大きく貢献するものと考える。一方、この成果は応用的な面で、特に震災対策のための重要な資料として価値があり、今後さまざまな形で利用されていくものと考えられる。また、地理学の基本的なデータである地形誌としても、このような観点から体系づけられた業績はほとんどないので、高い評価を与えてよいと考える。

部分的には定義の曖昧さ、各章の統一性の欠如など課題も散見される。図表などにも考慮して欲しい部分も存在する。

しかし、それらの課題を含めてもなお、内容的には学位論文として十分な水準と創造性をもった論文と評価できる。

副査　須原芙士雄

本論文は、申請者の過去二十年間にわたる変動地形の研究の中で蓄積された成果を、地球のプレート運動の進

化過程に関する学説（ウイルソンサイクル）の中に位置づけ、それぞれの変動地形の持つ構造・形成過程・地域性を類型化し、相互の体系的関係を求めようと試みたものである。

序章では、変動地形のプレート運動との関係が、内外の広汎な文献研究に基づいて整理され、ウイルソンサイクルの重要性とその具体的内容についての説明が行われている。第Ⅰ章から第Ⅶ章では、変動地形の具体的事例研究地域として、ウイルソンサイクルの各ステージに当てはまる七事例が、全世界から選び出され、各一章を割り当てられて論述が行われている。海外の四地域については、自身の現地調査と文献研究によって、各地域の変動地形の持つ特徴が、詳細に整理して示され、従来に見られなかった体系性を持って理解できる。国内の三地域については、申請者の永年にわたる綿密な継続的研究の結果が、それぞれグローバルな視点のもとに新たな展開をもって示されている。終章では、七つの研究地域で明らかとなった多くの事実中から重要な項目に絞った比較検討が行われ、変動地形形成に関わる諸要因がウイルソンサイクルの各ステージの中で示している特徴と、各ステージに見られる変動地形の特徴との関わりが、分かりやすく説明されている。

本論文の各章の上述のような記述からは、申請者の変動地形全般に対する並々ならぬ豊富で高度な学識がうかがわれ、事例地域の調査に投じられた多大の努力と、集められたデータの分析や論文の記述にあたっての綿密で丹念な考察と相俟って、全世界にわたる変動地形の事例の中に、一つの明確な体系が導入されたことは、変動地形の今後のグローバルな展開・発展に大きい寄与をなしたものとして、高く評価されるべきであると考えられる。本論文の中で取り上げられた七つの研究地域が、ウイルソンサイクルの全ステージを完全にカバーしているとは言えないこと、海外と国内の研究事例の論述様式が、必ずしも完全に統一されたものとなっていないことなど、今後の研究の中で改善の求められる点が若干存在するものの、本論文は、地理学の論文博士の学位に値するレベルを十二分にクリアしているものと認めることが可能である。

副査　谷岡武雄

本論文は、地形形成の主たる要因をなす地殻変動に関して、プレート・テクトニクス理論に基づき、変動地形が典型的にあらわれる地域を世界的視野から選定し、予想される多くの困難を克服して実態調査を行い、各地の比較によって理論を実証し、地形を分析したもので、その熱意と卓見を高く評価せざるを得ない。研究成果は、博士の学位に値するものと考える。

選ばれた地域は、プレート拡大境界にあたる東アフリカのケニアリフト、アイスランド南西のリフト帯、プレートの斜め沈み込み地帯にあたる北スマトラのトバ湖周辺地域と日本では近畿トライアングル北西部の琵琶湖盆地および丹波高原とである。いずれも褶曲・断層運動が顕著に見られる地域であって、プレート・テクトニクス理論の実証に好適であったと考える。

アイスランドは氷食地形が発達し、また台湾や西日本はモンスーン気候区に属している。したがって、気候地形学の力を借りなければ、現実の地形を十分に説明することができない。こういう点で、プレート・テクトニクス理論の限界が感じられる。

地理学という以上、自然地理学も人間の生活する舞台とての自然環境の分析に貢献すべきである。今後は人類史とのかかわりにおいて自然地理学の発展に貢献して欲しいものと考える。

副査　岩田修二

本論文は、永年にわたる野外調査の成果をとりまとめたものであり、それぞれの地域の断層地形の特徴が明らかになり、断層地形を中心とした変動地形発達史が明らかにされている。さらに、これまで知られていなかった断層変位速度や第四紀地殻変動の地域的特徴を明らかにするなど、多くの新知見が含まれている。地殻変動論と変動地形学の進展に貢献したと考えられる。したがって、学位論文として十分な価値をもつものと考える。

ただし、目的と結論が整合的とはいえず、目的に対応する結論が十分とはいえない。現状では、地形を材料とはしているが地形の解明ではなく、地殻変動そのものの解明といえよう。論文のタイトルは「比較第四紀地殻変動論」の方がふさわしいように考えられる。これらの点

については、今後考慮いただきたい。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の多くは、すでに学会誌などに発表して、高い評価を受けているものである。なお、本論文発表後、「地理科学」56―4、二〇〇一年において堤　浩之氏からの、「日本地質学会News」4―10、二〇〇一年において竹村恵二氏からの書評が掲載されており、共に高い評価を得ている。また、引用された英語・中国語の文献の解釈の正確さ、業績の中に英語の論文、英語・独語要旨をつけた論文もあることから、十分な外国語能力を有するものと認める。

なお、公開で行われた本論文の審査は、主査・副査による質問にも的確に答えている。

以上の諸点を総合的に判断して、審査委員会は本学学位規程第十八条第二項により、博士（文学　立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。